

# 有機中央会の認定業務の方針

本会が行う有機農産物及び有機加工食品に係る認定業務の方針、生産情報公表農産物に係る認定業務の方針及び米国農務省全米プログラム（NOP）に係る認証業務の方針は次のとおりです。本会のすべての認証活動はこの方針にもとづいて行われます。

- (1) 公平、公正の原則  
認定業務は、何人に対しても公正かつ公平に行います。
- (2) 公開された基準にもとづく評価の原則  
検査・認証における評価は、公開された基準にもとづき実施します。
- (3) 迅速かつ正確な処理の原則  
認定業務は、遅滞なく迅速かつ正確に行います。
- (4) 機密保持の原則  
検査認定の過程で得られた情報は、本会と申請者の機密事項であり、確実な機密の保持を行います。
- (5) 客観的かつ中立の原則  
認定業務は、客観的かつ中立的に行ないます。検査、判定部門は、この原則にもとづき独立性が保証されています。
- (6) 利害関係排除の原則  
本会は、公平・公正を損なうような利害関係はこれを排除します。客観的かつ中立的な審査を損なうような利害関係はこれも排除します。
- (7) 信頼性確保の原則  
認定機関の信頼性は、必要な技術の向上によって確保されます。本会の業務に携わる者は、業務に必要な知識及び技能の維持向上に常に努めています。
- (8) 社会的貢献の原則  
本会は有機JAS制度及び米国の有機食品制度の適正な運営に寄与し、有機食品の普及、有機農業の発展、環境の保全並びに国民の健全な食生活の発展に貢献します。

以上

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会  
理事長 齋藤修